

平成 27 年

第 1 回市議会定例会 議案第 30 号

函館市情報公開条例の一部改正について

函館市情報公開条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 2 月 26 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市情報公開条例の一部を改正する条例

函館市情報公開条例（平成 13 年函館市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 号ウ（ア）中「第 2 条第 2 項」を「第 2 条第 4 項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

独立行政法人通則法の一部改正に伴い規定を整備するため